

市政野名だより第 16 号

発行者 野名すみよ 大王町波切 108 - 1
平成 23 年 2 月発行 72 - 1320

平成 21 年度の決算状況

平成 21 年度は 3 年ぶりに黒字となりました。これは国から緊急経済対策として、20 年度に 4 億 5,231 万円、21 年度に 7 億 3,267 万円の臨時的な補助金を受けたこと、地方交付税が約 4 億円増額されたことによるものです。なお、臨時交付金は 20 年度分の 4 億 2,671 万円は 21 年度に、21 年度分の 2 億 8,813 万円は 22 年度に、繰り越しています。

市税は前年度より 4 億 4 千万円の減収でした。

歳入総額 257 億 9,683 万円

自主財源 市が自主的に収入できる財源

区 分	金 額
市税	59 億 2,091 万円
分担金・負担金	2 億 2,910 万円
使用料・手数料	4 億 1,197 万円
財産収入	2,587 万円
寄付金	1,068 万円
繰入金	6 億 6,141 万円
繰越金	6 億 4,646 万円
諸収入	6 億 2,991 万円
合 計	85 億 3,631 万円

依存財源 国・県から交付される市の収入

区 分	金 額
地方交付税等	85 億 930 万円
国庫支出金	35 億 9,726 万円
県支出金	11 億 3,528 万円
市債（借金）	30 億 5,780 万円
その他交付金等	9 億 6,088 万円
合 計	172 億 6,052 万円

借金は 406 億 3,785 万円

会計別借入残高

会 計	借 入 残 高
一般会計	278 億 9,806 万円
公共用地	1,104 万円
住宅新築資金	5,454 万円
介護サービス	15 億 4,248 万円
下水道会計	42 億 4,283 万円
水道会計	32 億 401 万円
病院会計	11 億 6,064 万円
鳥羽志勢広域連合	21 億 4,650 万円
志摩広域消防組合	1 億 5,238 万円
志摩広域行政組合	2 億 2,537 万円
合 計	406 億 3,785 万円

志摩市立病院の一時借入 2 億円は含まず

住民一人当たりの借金額は 70 万 2 千円

年 度	住民一人当たりの借金額
平成 19 年度	66 万 5,000 円
平成 20 年度	69 万 6,000 円
平成 21 年度	70 万 2,000 円

市の預金は 10 億 9,626 万円

財政調整基金（預金）残高

年 度	財政調整基金残高
16 年度末	20 億 9,233 万円
17 年度末	20 億 9,029 万円
18 年度末	15 億 6,119 万円
19 年度末	10 億 7,105 万円
20 年度末	5 億 7,804 万円
21 年度末	10 億 9,626 万円

滞納額は 30 億 7,353 万円

21 年度の市の未収金（滞納）は、5 億 2696 万円です。累積では一般会計 13 億 9115 万円・特別会計 7 億 6227 万円・企業会計 3 億 9315 万円を合わせて 30 億 7353 万円にもなります。

徴収率は、平成 16 年度は 72・9%、20 年度は 77・7%、21 年度は 76・9%と上昇していますが、20 年度の三重県内市町平均値 92・3%と比較すると、まだ、15・4%も低いのが現状です。

働く場所がない。この状況が改善されないかぎり、未収金の解決は難しいと思います。しかし、滞納が増えればその分、財政は悪化し、住民サービスの低下につながります。事情により滞納を余儀なくされている方は、収税課にご相談いただけませんか。

科目別未収金額

科 目	滞納額の内訳	
	21 年度分	滞納繰越分
市民税	8,499 万円	2 億 7,620 万円
固定資産税	1 億 8,733 万円	10 億 1,652 万円
軽自動車税	695 万円	2,222 万円
入湯税	71 万円	15 万円
保育料	147 万円	251 万円
公営住宅使用料	546 万円	1,732 万円
改良住宅使用料	53 万円	779 万円
奨学金償還金	106 万円	185 万円
給食費	66 万円	186 万円
生活保護費返還	720 万円	1,393 万円
国民健康保険税	1 億 4,640 万円	4 億 9,503 万円
後期高齢者医療	374 万円	138 万円
介護保険料	940 万円	1,068 万円
下水道料金等	100 万円	2,515 万円
水道料金等	5,823 万円	3 億 6,575 万円
住宅新築貸付	756 万円	2 億 4,111 万円
病院（医療費等）	391 万円	1,634 万円
他	36 万円	3,078 万円
合 計	5 億 2,696 万円	25 億 4,657 万円

《5 億 2,696 万 + 25 億 4,657 万 = 30 億 7,353 万円》

志摩市食堂「海ほうずき」 年間 5,600 万円の赤字

磯体験施設「海ほうずき」の平成 21 年度の赤字額は約 5600 万円でした。

「海ほうずき」で 21 年 5 月から昼食を始めると大口市長が提案したとき、私は「市直営の食堂は必要ない」と反対しました。22 年 9 月の決算特別委員会でも「赤字の垂れ流しを続けるよりも、引き際が大事」と、見直しを提言しました。

市長は「観点の相違です。赤字ではなく人件費です」と答弁しました。多額の赤字の垂れ流しは、見解の相違と片づけることではなく、市の将来に禍根を残す重大な問題です。今こそ「海ほうずき」が市に必要な施設かどうか、検討すべきです。

海ほうずきの赤字状況

年度	赤字額
平成 16 年	3,059 万円
17 年	2,788 万円
18 年	3,024 万円
19 年	3,239 万円
20 年	3,085 万円
21 年	5,600 万円

むちゃくちゃな管理体制

「海ほうずき」に関して、決算特別委員会で議員が「利用料が間違っている」と指摘しました。担当部局はこれを受けて利用者数・利用料を 4 回も修正しました。

しかし、修正すればするほど関係書類が符合しなくなったため、議会は継続審査とし、後日全議員で関係資料を精査しました。調査結果は次のとおりです。

議会は付帯決議をつけて決算を承認

日計表に記された利用者や利用料が後から何回も修正されたことについて、私は「修正の根拠となる資料がないのに、なぜ、1 年前の利用者や利用料が修正できたのか」と質しました。

担当部長は「単なる事務上のミスで、各資料の確認と担当職員の聞き取りも含めて修正した」、市長は「不用意なメモもすべて保存してあったので、その中で調査した」と説明しました。

“1 年前の多くの間違いの月日と数値を職員が記憶していた” “後からメモが出てきた” という釈明はさておき、収入にかかわる修正は不審を抱かせます。

私は積算資料が信頼できないため、決算を認めませんでした。しかし、議会は次の付帯決議をつけて承認しました。

- 使用料の徴収及び会計処理の条例遵守
- 日計表等帳簿処理の改善
- 物品販売の管理・経理を明確にする
- 現金管理の改善
- 組織体制の確立と職員の意識改革を図る。

利用者数は 3 万人、実質は 1 万 6 千人

市の報告では 21 年度の利用者数は約 3 万人です。しかし私の計算では約 1 万 6 千人でした。この差異は、利用者を重複して数えていることが原因です。

たとえば 4 人が磯体験施設に行き、ピン玉作りを体験すれば 8 人、そのうえストラップ体験をすると 12 人、さらに昼食をとれば 16 人と、4 人が移動するたびに利用者としてカウントしていくのです。

市は利用者を重複して数えてもよいと説明しました。しかし、その施設にどれだけの利用者が訪れ、市にどれだけの経済効果をもたらしたかを測る指針の 1 つが利用者数です。

この人数が粉飾されてしまうと、多額の赤字を垂れ流している施設が必要か否かの判断基準は、赤字額だけになってしまいます。ですから、利用者数は実質人数を報告してほしいのです。

市長は、私の指摘に「実際に訪れた利用者数を発表していきたい」と、改善の意思を示しました。

職員が許可なく県外出張

高岡英史市議は「問題はない」と

私は、出張許可を得ずに職員が長野県木曾町まで公用車で行き、一束 400 円のまきを 50 束買ったことを取り上げました。「この県外出張は条例違反であり、無駄使いだ」と、施設の管理体制を質しました。

ところが高岡英史議員は、「県外出張はまきだけを買に行ったのではなく、パンフレットを持ち、日吉町とその周辺に観光 PR をかねて行ったと聞き、追及しなかった。改めて（職員が）観光振興のために行ったという説明をしてほしい」と、県外出張を正当化するための答弁を求めました。

市内でも販売されている“まき”を、公費で長野県まで買いに行き、道の駅にパンフレットを置いてきたことが、観光の宣伝に行ったことになるのでしょうか。

高岡議員が条例違反と不必要な出張をどのように判断され、問題がないとする発言をされたのか、私にはその真意が理解できませんでした。

「出張経費を返還すべき」と野名

大口市長は「返還を求めない」

職員が思いつきで、手続きを踏まずに行った出張。私はこの出張経費として支払われたガソリン代 5000 円と高速道路料金 1 万 3450 円の返還を求めました。

ところが「いったん経費として認めたものだから返還は求めない」と市長。会計管理者は「出張旅費を支払う場合には出張命令票が必要。今回はガソリン代と高速道路料金なので、そこまでは求めなかった。現在はそのあたりも注意してみています」と答えました。

市の条例では《出張は出張命令によって行わなければならない》と定められ、経費の請求には出張命令票も必要です。条例違反と添付書類の不備に目をつぶり、支払われた出張経費の返還を免除するという大口市長。返還免除のつけは市民にかかってきます。これでよいのでしょうか。

